



愛称 【ティアラ】

CA RESONA GLOBAL BRAND FUND
CAりそな グローバル・ブランド・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA りそな グローバル・ブランド・ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

金融商品取引法等の施行について

証券取引法等の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

【参 考】 予定されている約款変更の内容
信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

CA りそな グローバル・ブランド・ファンド
(愛称：ティアラ)
追加型株式投資信託/国際株式型 (一般型)

投資信託説明書(交付目論見書)
2007年8月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CA りそな グローバル・ブランド・ファンド」の受益権の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 8 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 8 月 15 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめ、または同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。
なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「CA りそな グローバル・ブランド・ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料等がかかります。また、純資産総額に対して信託報酬が日々かかります（年率 1.869%（税込））。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に CA グローバル・ブランド・マザーファンド受益証券を通じて外国株式を投資対象としていますので、組入れた株式の価格下落や、組入株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（交付目論見書）の目次

ファンドの概要	
ファンドの概要	1
ファンドの運用	
ファンドの特色	3
投資方針	4
投資対象	12
分配方針	14
投資制限	15
ファンドのリスク	
ファンドの主なリスク	16
その他の留意点	17
ファンドのしくみ	
ファンドのしくみ	18
委託会社の概要	19
運用体制及びリスク管理体制	20
ファンドの申込方法	
申込（販売）の手続等	22
換金（解約）の手続等	23
ファンドにかかる費用・税金	
お客様に直接ご負担いただく費用・税金	24
ファンドで間接的にご負担いただく費用	25
税金の取扱	26
ファンドの運営方法・その他	
管理及び運営の概要	28
内国投資信託受益証券事務の概要	31
その他ファンドの情報	32
投資信託説明書（請求目論見書）の項目	32
ファンドの運用の状況	
ファンドの運用状況	33
ファンドの財務ハイライト情報	38
『信託約款』	41
用語解説	73

ファンドの概要

ファンドの名称	CA りそな グローバル・ブランド・ファンド 愛称：ティアラ
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
ファンドの目的	当ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とする CA グローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券に主として投資します。 なお、株式等に直接投資することがあります。
信託設定日	平成 18 年 7 月 28 日（金）
信託期間	平成 18 年 7 月 28 日（金）～無期限とします。
決 算 日	年 2 回（5 月 15 日及び 11 月 15 日、休日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
申込期間	申込期間：平成 19 年 8 月 15 日（水）～平成 20 年 8 月 14 日（木） 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって、更新されます。
発行総額	上限 5,000 億円
取得のお申込み	原則として、いつでもお申込みできます。 ただし、ファンドの休業日※にあたる場合は、お申込みできません。 ※日本の証券取引所の休業日もしくはフランスの祝祭日を指します。
取得のお申込単位	1 万円以上 1 円単位または 1 万口以上 1 万口単位 お申込みには、「自動けいぞく投資コース※ ¹ 」と、「一般コース※ ² 」の 2 つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 ※ ¹ 「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 ※ ² 「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	3.15%（税抜 3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約	原則として、いつでも解約できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「解約請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。
解約単位	1口単位または1万口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金のお支払い	解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率 1.869%（税抜 1.78%）を乗じて得た金額。 * 上記の信託報酬以外に信託事務等の諸費用、監査報酬及び組入有価証券の売買委託手数料等が信託財産中から支払われます。
税金等	後記「ファンドにかかる費用・税金」をご覧ください。
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行

基準価額及び解約価額について委託会社の照会先

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

お客様サポートライン

電話番号： 0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間： 月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ： <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドの特色

当ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドの特徴

1. 日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。なお、株式等に直接投資することがあります。

ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

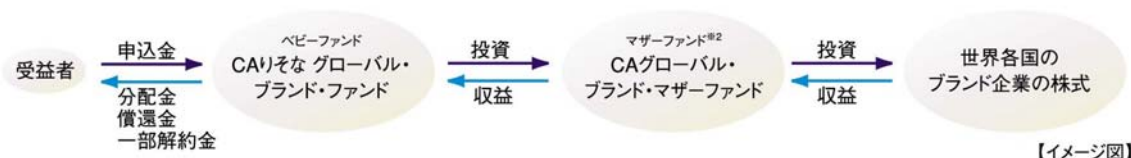
- ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ・高い認知度・知名度を有する企業
- ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

2. マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。
3. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
4. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
6. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）に属しています。

信託金の限度額は、5,000 億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、ファミリーファンド方式^{※1}で運用を行います。



※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組で、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組です。

※2 マザーファンドに係る運用指図の権限は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）に委託します。

投資方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、株式等に直接投資することがあります。

- ① 日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。
 - ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
 - ・高い認知度・知名度を有する企業
 - ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業
- ② マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドのマザーファンドの運用プロセスについて

当ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、下記の通りです。



※1 ある一定の運用目的に沿って選別した投資商品の集合体のことです。

※2 セクター（業種）とその業種に属する企業を調査・分析、将来像と株価の先行きを予測することです。

※3 基礎的条件（財務諸表など）を分析することで、株価の割安・割高を判断することです。

ステップ1：初期スクリーニング

- ・MSCI コクサイ インデックスの構成銘柄を中心に、当ファンドに関連する業種の銘柄（特に消費関連銘柄）を選別。
- ・上記銘柄の売買高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定。

ステップ2：マクロ経済要因・セクター分析

社内リソースおよび外部リサーチを活用し、マクロ経済要因を分析後、以下の主要要因に基づきセクター分析を行い、投資銘柄候補を決定。

- ・消費者支出・信頼感
- ・人口構造の変化
- ・新しいコンセプト・傾向
- ・インフレ圧力
- ・イールドカーブ
- ・小売売上高
- ・ライフスタイルの変化による消費動向の変化（レジャー、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）、健康）

ステップ3：ファンダメンタル分析

以下の項目に強みを有する企業を選別し、推奨銘柄リストを決定。

（項目）

- ・質の高い経営体制
- ・優れた戦略・競争優位性
- ・透明性
- ・健全な財務体質
- ・良好な収益性
（使用総資本利益率、経済付加価値）



（サポート）

- ・企業訪問
- ・社内アナリスト（ヨーロッパ担当）
- ・社内地域別セクター・スペシャリスト
- ・現地調査
- ・会議
- ・ブローカー情報

ステップ4：銘柄選択

バリュエーションおよびポートフォリオ構築。

1. バリュエーション

以下の基準によるセクター内の相対的な個別銘柄のバリュエーション。

- ・売上高成長率と EPS（一株当たり利益）成長率の見通しおよび安定性
- ・EV/EBITDA
- ・P/FCF
- ・PER
- ・PEG

2. ポートフォリオ構築

- ・サブ・セクター、時価総額、各国における銘柄選別
- ・分散および変動（ボラティリティ）のコントロール

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー概要

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門の総称です。欧州をはじめ、アジア、米国に活動拠点をもち、グローバルな運用体制を有します。市場、スタイル、種類において、多岐にわたる商品を提供しております。

当ファンドのマザーファンドに係る運用指図に関する権限をクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）に委託します。担当の運用チームはグローバル・セクター・チームです。

当該チームは、セクター・ファンドやテーマ・ファンドの専門運用チームであり、28 ファンド、約 22.5 億ユーロ（約 3,677 億円@163.43 円）の運用資産額（2007 年 5 月 31 日現在）を有しています。

CA りそな グローバル・ブランド・ファンドのポートフォリオ現況 (2007年6月29日現在)

(下記組入比率等は今後変更となる場合がございます)

業種別組入比率※1		通貨別組入比率※1	
業 種	比率	通 貨	比率
食品・飲料・タバコ	21.56%	ユーロ	39.01%
小売	15.76%	米ドル	29.11%
耐久消費財・アパレル	15.67%	英ポンド	11.92%
消費者サービス	9.57%	香港ドル	6.39%
家庭用品・パーソナル用品	7.98%	スイスフラン	3.37%
自動車・自動車部品	6.82%		
食品・生活必需品小売り	5.68%		
メディア	5.43%		
テクノロジー・ハードウェア・機器	1.33%		

世界の実質経済成長率推移 (%)

*は予測値

	2004年	2005年	2006年	2007年*	2008年*
日本	2.7	1.9	2.2	2.3	1.9
米国	3.9	3.2	3.3	2.2	2.8
フランス	2.0	1.2	2.0	2.0	2.4
ドイツ	1.2	0.9	2.7	1.8	1.9
ユーロ圏全体	2.0	1.4	2.6	2.3	2.3
英国	3.3	1.9	2.7 *	2.9	2.7
先進国全体	3.3	2.5	3.1	2.5	2.7
中国	10.1	10.4	10.7	10.0	9.5
インド	7.8	9.2	9.2 *	8.4	7.8
ロシア	7.2	6.4	6.7	6.4	5.9
ブラジル	5.7	2.9	3.7	4.4	4.2
新興国全体	7.7	7.5	7.9	7.5	7.1
世界全体	5.3	4.9	5.4	4.9	4.9

(出所:IMF、World Economic Outlook Database, April 2007)

※1 「CA りそな グローバル・ブランド・ファンド」の主要投資対象である「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。現金部分の比率は表示しておりません。

※2 ブルームバーグ等のデータに基づいて作成しています。



※3 基準価額〔税引前分配金再投資〕は、当ファンドの基準価額に、分配金（税引前）をその分配を行う日に無手数料で全額再投資したと仮定して算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。

***過去の実績であり、将来の運用成果等を保証あるいは予測するものではありません。**

***ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては、分配金が支払われない場合もあります。**

***ご購入時には、お申込手数料（お申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.0%））がかかります。**

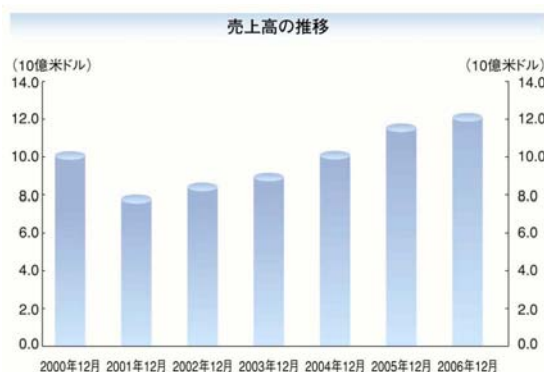
***基準価額計算においては信託報酬（純資産総額に対して年率1.869%（税込））が控除されております。**

〔ご参考〕ブランド企業例

マリオット・インターナショナル（国籍：アメリカ）（組入上位第3位）

1927 年ワシントン DC にてレストランビジネスを開始。その後ホテル運営・所有事業等へ多角化を行い、世界的に有名なホテルブランドとなる。1998 年リッツカールトンを傘下に収め、2001 年ブルガリと組み、「ブルガリ ホテル&リゾート」を開設。

国籍	アメリカ
設立	1927年
従業員	151,000人
株価	44.46米ドル
配当利回り	0.67%

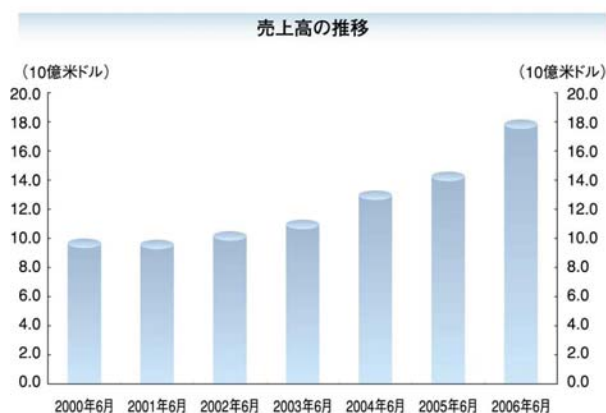


出所：ブルームバーグのデータに基づきクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成。
従業員数は2006年12月末現在、株価、配当利回り、PER(株価収益率)、ROE(株主資本利益率)は2007年7月4日現在。

プロクター・アンド・ギャンブル(以下P&G)（国籍：アメリカ）（組入上位第6位）

家庭用化学品メーカー。洗剤、紙、美容品、食品・飲料、ヘルスケア用品などの消費者製品の製造、販売を世界各国で手がける。ブランドには、紙おむつのパンパース、洗剤のアリエール、化粧品のマックスファクターなど。

国籍	アメリカ
設立	1837年
従業員	138,000人
株価	61.79米ドル
配当利回り	2.27%

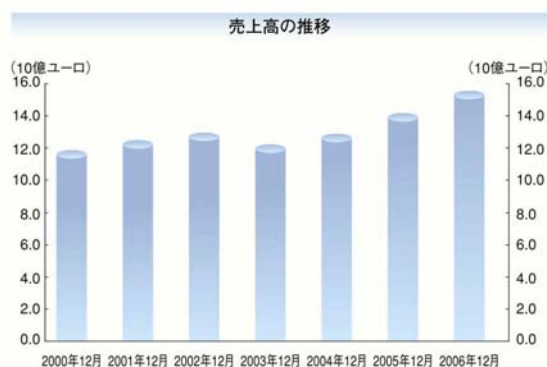


出所：ブルームバーグのデータに基づきクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成。
従業員数は2006年6月30日現在、株価、配当利回り、PER(株価収益率)、ROE(株主資本利益率)は2007年7月4日現在。

LVMH モエ ヘネシー・レイヴイトングループ(以下LVMH) (国籍：フランス) (組入上位第14位)

1987 年、ルイ・ヴィトン社とモエ・ヘネシー社の合併により設立。この傘下にある各企業は、それぞれが長い歴史を有し、フランスの文化と伝統を体現していることが大きな特徴。大部分の企業が 19 世紀に設立。傘下にある代表的な企業は、ルイ・ヴィトン、ヘネシー、モエ・エ・シャンドン、クリスチャン・ディオール、ロエベなど。

国籍	フランス
設立	1987年
従業員	61,296人
株価	85.02ユーロ
配当利回り	1.65%



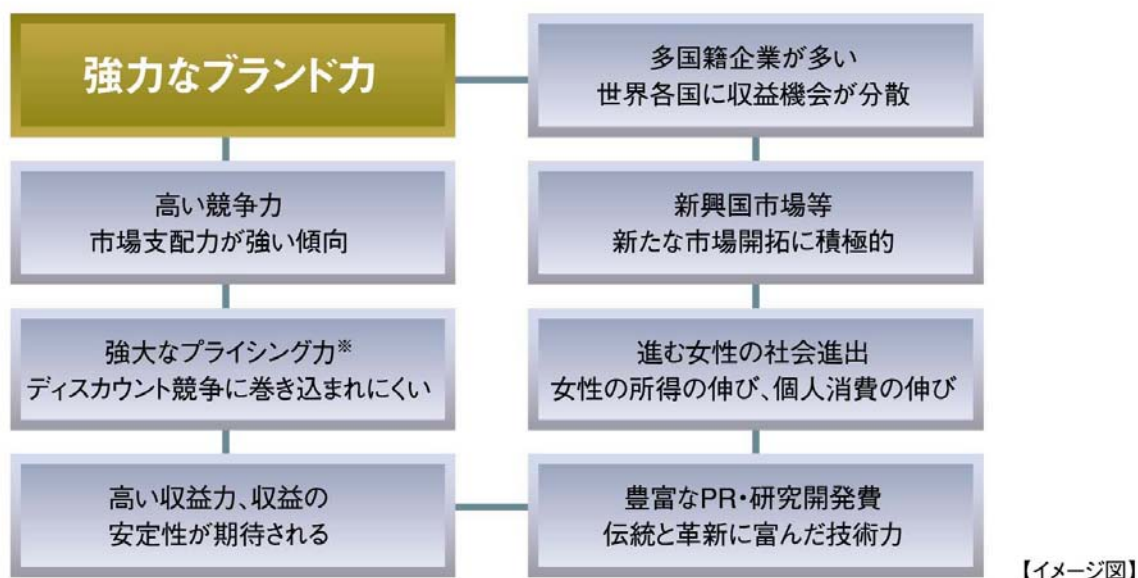
出所：ブルームバーグのデータに基づきクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成。

従業員数は2006年12月末現在、株価、配当利回り、PER(株価収益率)、ROE(株主資本利益率)は2007年7月4日現在。

*前記銘柄は、「CA グローバル・ブランド・マザーファンド」の組入株式の代表的な銘柄例です(組入順位は2007年6月29日現在)。今後必ず組入れられるとは限らず、変更となる可能性があります。

*前記内容は、作成日時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

〔ご参考〕 ブランド力に注目



※市場環境等（景気、競合他社製品の価格、消費者の需要等）に影響を受けることなく、企業が製品やサービス等に価格を設定することです。

*上記イメージ図は一般的なブランド企業のイメージを表すものであり、すべてのブランド企業が上記イメージ図のすべての要素を備えているとは限りません。

また、上記イメージ図は特定のブランド企業の将来の株価の上昇や収益の増加を保証するものではありません。

〔ご参考〕 CA りそな グローバル・ブランド・ファンドのここに注目

1. 海外の株式に投資

日本と、海外諸国の経済サイクル、景気・消費動向は異なる場合があります。

→分散投資効果が期待できます。

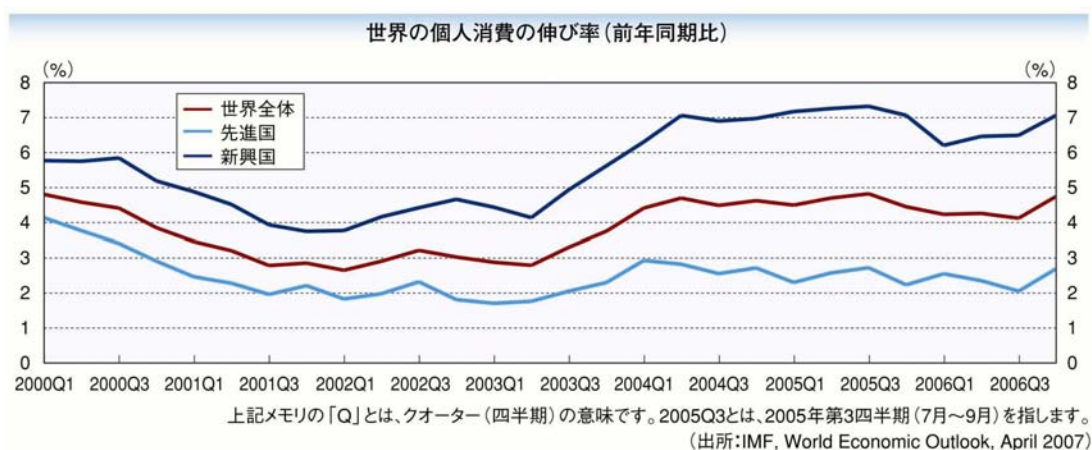
(a) 日本よりも高い経済成長が予測されている国が世界にはあります。

世界の実質経済成長率推移 (%)					
	2004年	2005年	2006年	2007年*	2008年*
日本	2.7	1.9	2.2	2.3	1.9
米国	3.9	3.2	3.3	2.2	2.8
フランス	2.0	1.2	2.0	2.0	2.4
ドイツ	1.2	0.9	2.7	1.8	1.9
ユーロ圏全体	2.0	1.4	2.6	2.3	2.3
英国	3.3	1.9	2.7 *	2.9	2.7
先進国全体	3.3	2.5	3.1	2.5	2.7
中国	10.1	10.4	10.7	10.0	9.5
インド	7.8	9.2	9.2 *	8.4	7.8
ロシア	7.2	6.4	6.7	6.4	5.9
ブラジル	5.7	2.9	3.7	4.4	4.2
新興国全体	7.7	7.5	7.9	7.5	7.1
世界全体	5.3	4.9	5.4	4.9	4.9

*は予測値

(出所:IMF、World Economic Outlook Database, April 2007)

(b) 先進国だけでなく、新興国の個人消費も伸びています。



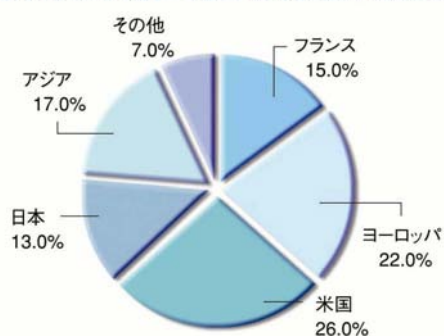
2. ブランドのマーケットはワールドワイド

ブランド企業のマーケットは世界中に広がっています。

インドや中国などの新興国への進出も活発です。

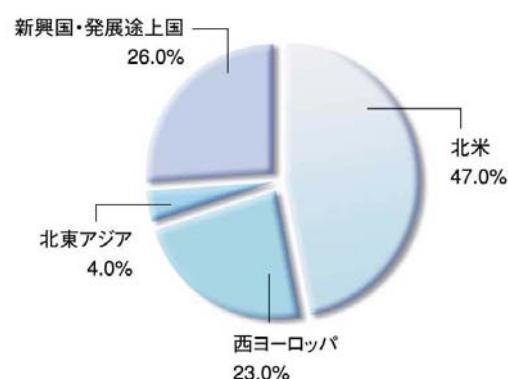
→新興国の経済が成長するにつれ、ブランド購入層の拡大、購入量の増加が期待されます。

LVMHモエ ヘネシー・ルイ ヴィトンの地域別売上高



(2006年1月～12月、出所:LVMH Annual Report 2006)

プロクター・アンド・ギャンブル (P&G)の地域別売上高



(2005年7月～2006年6月 P&G ホームページより)

※上記は一例であり、上記銘柄が組入れられるとは限りません。また、すべてのブランド企業が広範なマーケットを持っているとは限りません。

*前記内容は、作成日時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資対象

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先物取引に係る権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - チ. 金銭債権
 - リ. 約束手形
 - ヌ. 金融先物取引に係る権利
 - ル. 金融デリバティブ取引に係る権利
 - ヲ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権
 - (1) 金銭
 - (2) 有価証券
 - (3) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、主として CA グローバル・ブランド・マザーファンド受益証券の投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券

13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
15. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
18. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます）
19. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます）
22. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書及び13.ならびに19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券及び13.ならびに19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.及び15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1.から5.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象につきましては、マザーファンドの信託約款をご参照ください。

分配方針

①収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属すると見なした額（以下「みなし配当等収益」といいます）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 前記 1) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日からお支払いします（原則として決算日から起算して 5 営業日までにお支払いを開始）。

2) 前記 1) の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関に交付されます。この場合、委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記 1) に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記 1) に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

投資制限

当ファンドの信託約款で定める主な投資制限は、下記の通りです。投資制限の詳細につきましては、信託約款をご参照ください。

- 1) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8) 外国為替予約取引は信託約款の規定の範囲で行います。

（参考）マザーファンドの投資制限につきましては、当ファンドと実質的に同一です。詳細につきましては、マザーファンドの信託約款をご参照ください。

ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券に投資します（外国証券には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。以下は、当ファンドに関して考えられる主な実質的なリスクです。各リスクにより当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、投資元本を下回ることがあります。

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは主に海外の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受け、基準価額の変動は公社債のみで運用する商品より大きくなると予想されます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロとなることもあります）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

・当ファンドは、主に海外の株式に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円の間で為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に外国為替市場の需給、各国の金利の変動及び様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理、資本規制等の要因によって変動する可能性があります。外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

④ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤ 追加設定・一部解約によるファンドの資金流入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当するため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ⑥ ブランド企業への投資リスク
 - ・当ファンドはブランド企業中心に投資しますので、消費関連セクターの比重が高くなる可能性があります。十分なセクター分散効果を図ることができない可能性があります。
 - ・当ファンドはブランド企業中心に投資しますが、市場環境等の変化によっては、ブランド企業ではない企業に投資する可能性もあります。
 - ・当ファンドが投資するブランド企業には、日本人にとって知名度が高い企業ばかりではなく、日本では無名のブランドも含まれる可能性があります。
- ⑦ 分配金に関するリスク

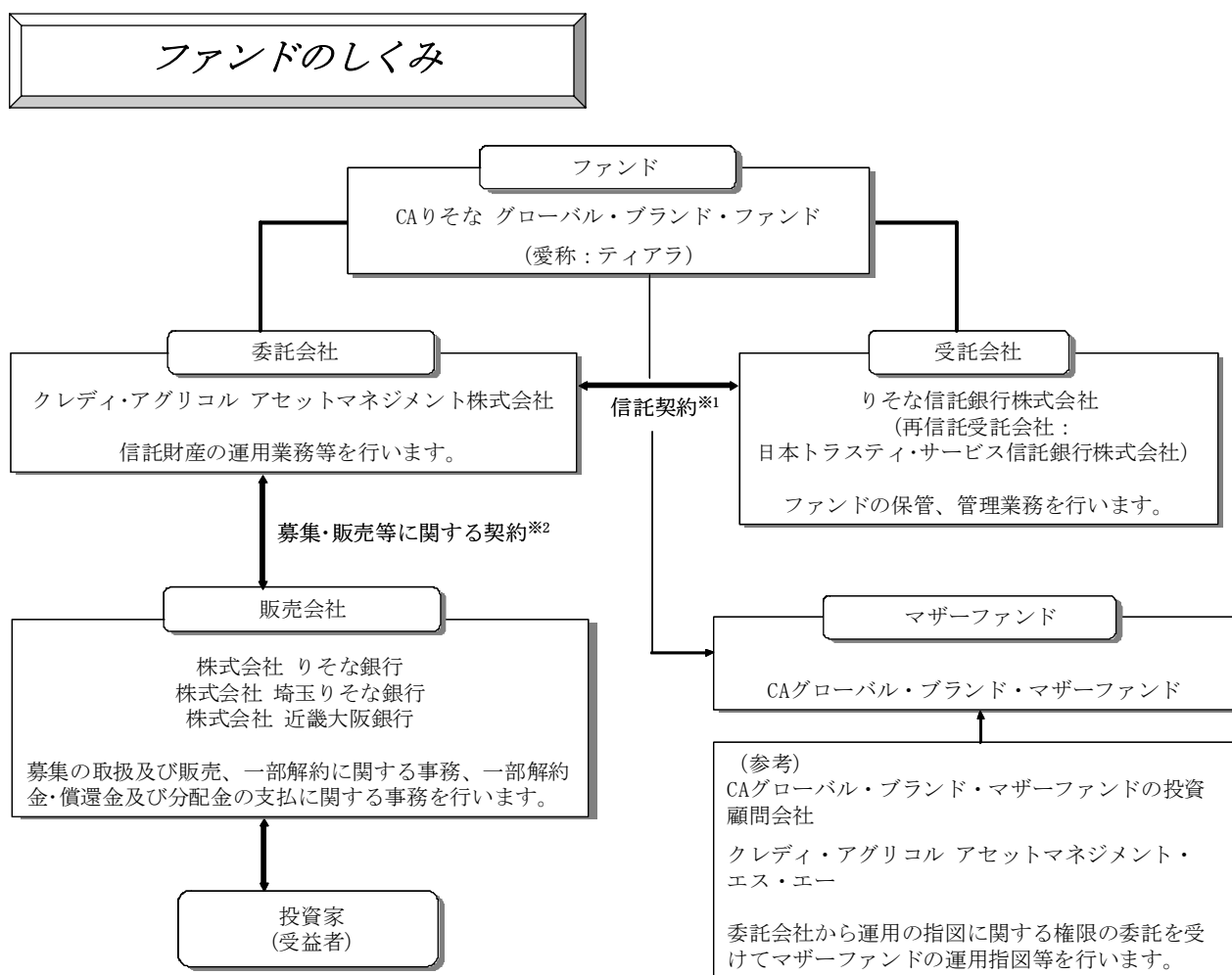
当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行います。分配金額は確定ではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向等）等によっては分配を行わないこともあります。
- ⑧ 規制の変更
 - ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
 - ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ⑨ その他
 - ・前記以外にも、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
 - ・投資環境の変化などにより、継続募集期間の更新を行わないことや、募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
 - ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料等がかかります。また、純資産総額に対して信託報酬が日々かかります（年率1.869%（税込））。

ファンドのしくみ



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役会長 青野 晴延
 本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号

【委託会社の資本金】

3 億円（有価証券届出書提出日現在）

【委託会社の沿革】

昭和 61 年 7 月 1 日	「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
昭和 63 年 6 月 8 日	証券投資顧問業の登録
平成 元年 1 月 31 日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成 2 年 7 月 20 日	「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
平成 6 年 9 月 20 日	「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
平成 7 年 10 月 2 日	「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
平成 9 年 9 月 1 日	「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
平成 10 年 9 月 30 日	「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
平成 10 年 11 月 24 日	証券投資信託委託業の免許取得（法律改正に伴い、現在は認可取得）
平成 13 年 4 月 25 日	「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

【大株主の状況】

（有価証券届出書提出日現在）

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
クレディ・アグリコル アセ ットマネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール大 通り 90番地 75015	23,200株	100%

《クレディ・アグリコルについて》

クレディ・アグリコル・グループは、1894 年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第 1 位のユニバーサルバンク※¹（地銀 41 行、従業員数約 77,000 人超、11,000 支店※²）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA-格、ムーディーズ社：Aa2 格、フィッチ社：AA 格※²）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003 年 6 月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※¹ 自己資本（第一分類）は 605.99 億米ドル（出所：The Banker, July 2006）に基づきます。

※² 2006 年 12 月末現在

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社》

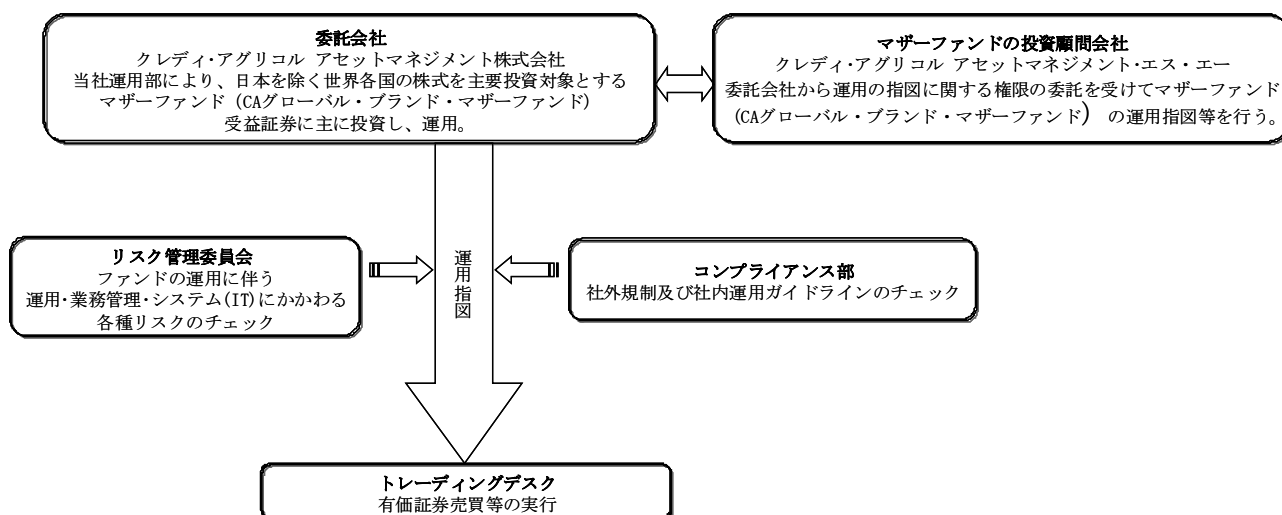
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の 100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986 年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、元本確保型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

運用体制及びリスク管理体制

【運用体制】

当ファンドの運用体制は次の通りです。



ファンドの運用体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【リスク管理体制】

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（委託会社）のリスク管理体制》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入有価証券等のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守を徹底しております。

・業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

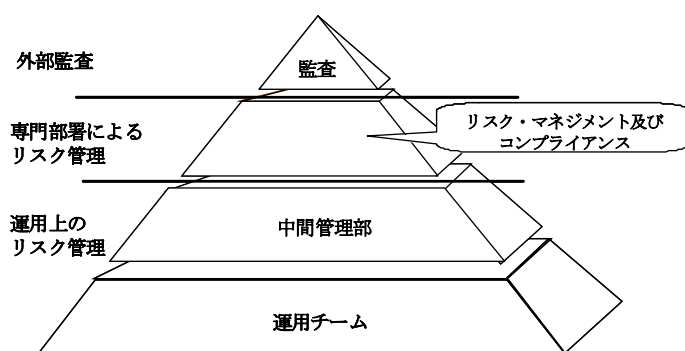
- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を確認します。
- (ii) 投資制限等に超過が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認。市場変動等外的要因による“一時的な超過”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。

- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは会長、社長、法務部長、コンプライアンス部長及び同スタッフ、業務管理本部長、運用部長）に報告されます。同委員会においては、決済に関わる問題、その他受託者責任上の諸問題が発生した場合の問題処理手続や再発防止策についても報告、議論がなされ、リスク管理について必要な方策を講じています。
- (iv) 四半期毎にリスク管理委員会（メンバーは全ての常勤取締役、法務部長、コンプライアンス部長及び運用部で構成）が開かれ、運用・業務管理・システム（IT）に関わるリスクの週次・月次モニターの結果等を通じてリスク管理体制全般の構築が行われています。

（ご参考）

当ファンドのマザーファンドの投資顧問会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーのリスク管理体制は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーのリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するグローバル・セクター・チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守状況の確認を行ったり、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行ったりします。

・専門部署によるリスク管理

リスク・マネジメントチームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンスチームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの母体）及びクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

申込（販売）の手続等

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合や、取扱コースについて、一方のコースのみの取扱となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

お申込期間	平成 19 年 8 月 15 日（水）から平成 20 年 8 月 14 日（木）まで※¹ 取得申込の受付は、原則として各営業日の午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の扱いとなります。 ただし、申込日がファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 ※¹ 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※² ファンドの休業日とは、日本の証券取引所の休業日もしくはフランスの祝祭日であることを指します。
お申込単位	1 万円以上 1 円単位または 1 万口以上 1 万口単位 お申込みには「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の 2 つがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 * 「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 * 「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。
お申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金(解約)の手続等

解約期間	原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。 ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 途中解約の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）までに受付けたもの（当該解約の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。 ただし、申込日がファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。
解約単位	1 口単位または 1 万口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
解約金の支払	解約金は、解約請求受付日から起算して原則として 5 営業日目から、販売会社においてお支払いします。

- 1) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- 2) 受益権の買取
販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

前記 1)、2) の詳細について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン
電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時
（半日営業日は午前 9 時～午前 11 時半）
インターネットホームページ：http://www.jp.ca-assetmanagement.com

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 ^{※1}	3.15 %（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約時	所得税及び地方税	解約価額 ^{※2} の個別元本超過額 ^{※3} に対して課税されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課税されます。
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して課税されます。

※1 申込手数料についての詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

委託会社のインターネットホームページ（<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>）でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

※2 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※3 お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

（注）税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬	
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率 1.869%（税抜 1.78%）を乗じて得た金額
	信託報酬の配分	純資産総額が 100 億円以下の部分に対して 委 託 会 社 : 年率 0.945%（税抜 0.90%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.27%以内） 販 売 会 社 : 年率 0.840%（税抜 0.80%） 受 託 会 社 : 年率 0.084%（税抜 0.08%）
		純資産総額が 100 億円超、200 億円以下の部分に対して 委 託 会 社 : 年率 0.840%（税抜 0.80%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.24%以内） 販 売 会 社 : 年率 0.945%（税抜 0.90%） 受 託 会 社 : 年率 0.084%（税抜 0.08%）
		純資産総額が 200 億円超の部分に対して 委 託 会 社 : 年率 0.735%（税抜 0.70%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.21%以内） 販 売 会 社 : 年率 1.050%（税抜 1.00%） 受 託 会 社 : 年率 0.084%（税抜 0.08%）

信託報酬は、毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

【その他の手数料等】

- ① 資金の借入れにかかる借入金の利息
信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。
- ② 信託事務等の諸費用
 - 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
 - 2) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「③収益分配金の課税について」を参照）。

② 途中解約時及び償還時の課税について

途中解約時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 及び償還時	平成 21 年 3 月 31 日まで	10% (所得税 (7%) 及び 地方税 (3%))	途中解約時及び償還時の個別 元本超過額に対して源泉徴収 (申告不要) されます。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	20% (所得税 (15%) 及び 地方税 (5%))	
収益分配時	平成 21 年 3 月 31 日まで	10% (所得税 (7%) 及び 地方税 (3%))	収益分配金のうち、「普通分配 金」に対して源泉徴収 (申告不 要) されます。「特別分配金」に は課税されません。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	20% (所得税 (15%) 及び 地方税 (5%))	

※ 確定申告により総合課税の選択もできます。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 及び償還時	平成 21 年 3 月 31 日まで	7% (所得税 (7%))	途中解約時及び償還時の個別元 本超過額に対して源泉徴収され ます。地方税の源泉徴収はあり ません。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	15% (所得税 (15%))	
収益分配時	平成 21 年 3 月 31 日まで	7% (所得税 (7%))	収益分配金のうち、「普通分配 金」に対して源泉徴収されます。 地方税の源泉徴収はありません。 「特別分配金」には課税され ません。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	15% (所得税 (15%))	

⑤ 買取時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せ
ください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「ティアラ」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【保管】

該当事項はありません。

【信託期間】

平成18年7月28日から無期限とします。ただし、後記「【その他】 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から11月15日及び11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

【受益者の権利等】

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中解約（換金）請求権を有しています。

【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より認可^{*}の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。

^{*} なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。

ファンドの運営方法・その他

- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 (a) から (d) までの規定に従います。
- 3) 反対者の買取請求権
- 当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- 4) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- 5) 運用報告書の作成
- 委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受益者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

- ①内国投資信託受益証券の形態等
追加型証券投資信託受益権です。
格付は取得していません。
- ②発行価額の総額
5,000 億円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません）。
- ③振替機関に関する事項
振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構
- ④日本以外の地域における発行
該当事項はありません。
- ⑤有価証券届出書の写しの縦覧
委託会社が、有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます)の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

1 投資状況

信託財産の構成（平成 19 年 6 月 29 日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	14,120,330,879	99.70
現金、預金、その他資産（負債控除後）	—	42,643,534	0.30
合計（純資産総額）		14,162,974,413	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

<ご参考>

「CA グローバル・ブランド・マザーファンド」

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	4,110,484,990	29.11
	ユーロ（ドイツ）	1,397,827,344	9.89
	ユーロ（イタリア）	783,168,263	5.54
	ユーロ（フランス）	1,644,250,470	11.64
	ユーロ（オランダ）	631,177,845	4.47
	ユーロ（スペイン）	572,378,295	4.05
	ユーロ（ベルギー）	235,363,839	1.66
	ユーロ（アイルランド）	155,750,463	1.10
	ユーロ（ギリシャ）	88,286,120	0.62
	イギリス	1,683,018,360	11.91
	スイス	475,506,082	3.36
	香港	902,096,539	6.38
	小計	12,679,308,610	89.79
現金、預金、その他資産（負債控除後）		1,440,910,065	10.20
合計（純資産総額）		14,120,218,675	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいい、小数点第3位以下切捨てで表示しております。

（注2）株式の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各国の時価合計の総額の比率をいい、小数点第3位以下切捨てで表示しております。

2 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

平成 19 年 6 月 29 日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	CAグローバル・ブランド・マザーファンド	10,273,814,668	1.3556	13,928,100,265	1.3744	14,120,330,879	99.70

ファンドの運用状況

<ご参考>

「CA グローバル・ブランド・ファンド・マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フランス	株式	PERNOD-RICARD	14,800	26,297.03	389,196,100	26,666.38	394,662,477	2.79
2	イギリス	株式	WPP GROUP	185,000	1,857.96	343,723,711	1,831.84	338,892,176	2.40
3	アメリカ	株式	MARRIOTT INTL. 'A'	61,243	5,622.29	344,326,190	5,393.85	330,336,020	2.33
4	スペイン	株式	ALTADIS	39,700	8,319.43	330,281,454	8,166.05	324,192,264	2.29
5	イギリス	株式	SABMILLER	104,100	2,970.09	309,187,273	3,110.68	323,822,620	2.29
6	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE	42,802	7,673.54	328,442,964	7,563.23	323,721,524	2.29
7	フランス	株式	PPR	15,300	21,388.10	327,237,954	21,071.06	322,387,285	2.28
8	香港	株式	ESPRIT HOLDINGS LTD	197,939	1,514.41	299,761,386	1,566.74	310,120,829	2.19
9	フランス	株式	DANONE	31,300	9,705.65	303,787,114	9,731.35	304,591,255	2.15
10	香港	株式	LI & FUNG	676,387	411.98	278,664,582	443.92	300,265,437	2.12
11	スイス	株式	RICHEMONT	40,900	7,615.31	311,466,273	7,301.46	298,629,714	2.11
12	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	77,500	3,794.17	294,048,456	3,822.97	296,280,268	2.09
13	香港	株式	HONGKONG & SHANGHAI HOTELS	1,348,236	208.07	280,540,386	216.36	291,710,273	2.06
14	フランス	株式	LVMH	20,800	14,296.57	297,368,772	14,009.83	291,404,488	2.06
15	ドイツ	株式	METRO	28,600	9,792.96	280,078,791	10,037.78	287,080,622	2.03
16	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	66,500	3,979.40	264,630,518	4,177.20	277,784,438	1.96
17	ドイツ	株式	BEIERSDORF	31,500	8,784.76	276,719,981	8,689.47	273,718,443	1.93
18	アメリカ	株式	POLO RALPH LAUREN CORP	22,400	11,601.81	259,880,676	12,158.36	272,347,407	1.92
19	アメリカ	株式	COACH	46,106	5,959.39	274,763,671	5,835.12	269,034,430	1.90
20	ドイツ	株式	DAIMLERCHRYSLER	23,900	10,631.29	254,088,009	11,197.26	267,614,609	1.89
21	アメリカ	株式	TIFFANY & CO	39,681	6,267.22	248,689,654	6,477.31	257,026,257	1.82
22	アメリカ	株式	MCDONALDS	40,969	6,306.38	258,366,464	6,267.77	256,784,310	1.81
23	スペイン	株式	INDITEX	34,700	7,784.10	270,108,339	7,152.33	248,186,031	1.75

ファンドの運用状況

24	ドイツ	株式	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	31,000	8,262.27	256,130,385	7,905.99	245,085,913	1.73
25	ベルギー	株式	INBEV	24,100	9,770.67	235,473,254	9,766.13	235,363,839	1.66
26	フランス	株式	PUBLICIS GROUPE	43,300	5,579.63	241,598,256	5,370.04	232,523,113	1.64
27	イギリス	株式	TESCO	223,000	1,157.10	258,034,485	1,040.59	232,053,621	1.64
28	イタリア	株式	FIAT	62,800	3,488.91	219,103,843	3,663.95	230,096,487	1.62
29	アメリカ	株式	HILTON HOTELS	53,157	4,231.94	224,957,730	4,168.65	221,593,098	1.56
30	ドイツ	株式	CONTINENTAL	12,900	17,319.71	223,424,325	17,077.48	220,299,543	1.56

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

種類別及び業種別比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	99.70

<ご参考>

「CA グローバル・ブランド・ファンド・マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	自動車・自動車部品	6.82
	耐久消費財・アパレル	15.67
	消費者サービス	9.57
	メディア	5.42
	小売	15.75
	食品・必需食料品小売り	5.67
	食品・飲料・タバコ	21.55
	家庭用品・パーソナル用品	7.98
	テクノロジー・ハードウェア・機器	1.32
合計		89.79

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価合計の比率です。

②投資不動産物件

該当事項ありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項ありません。

ファンドの運用状況

3 運用実績

①純資産の推移

平成19年6月末日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (円) 分配落	純資産総額 (円) 分配付	1万口当たりの 純資産額 (円) 分配落	1万口当たりの 純資産額 (円) 分配付
第1期計算期間末 (平成18年11月15日)	2,896,317,519	3,221,404,361	10,201	11,346
第2期計算期間末 (平成19年 5月15日)	7,649,090,460	8,665,435,457	10,506	11,902
平成18年 7月末日	1,075,957,241	—	10,005	—
平成18年 8月末日	1,742,786,936	—	10,539	—
平成18年 9月末日	2,225,320,503	—	10,862	—
平成18年10月末日	2,726,911,650	—	11,213	—
平成18年11月末日	5,773,121,148	—	10,246	—
平成18年12月末日	7,630,446,260	—	10,816	—
平成19年 1月末日	8,086,495,264	—	11,122	—
平成19年 2月末日	7,891,668,189	—	10,927	—
平成19年 3月末日	8,470,548,163	—	11,229	—
平成19年 4月末日	8,594,842,111	—	11,876	—
平成19年 5月末日	11,448,772,417	—	10,657	—
平成19年 6月末日	14,162,974,413	—	10,672	—

②分配の推移

期 間	1口当たりの分配金
第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日) (至 平成18年11月15日)	0.1145 円
第2期計算期間 (自 平成18年11月16日) (至 平成19年 5月15日)	0.1396 円

③収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日) (至 平成18年11月15日)	13.5
第2期計算期間 (自 平成18年11月16日) (至 平成19年 5月15日)	16.7

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) × 100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

(1) 貸借対照表

区分	第1期計算期間末 (平成18年11月15日現在)	第2期計算期間末 (平成19年5月15日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	452,730,142	1,244,113,439
親投資信託受益証券	2,785,983,455	7,558,100,265
未収入金	—	10,000,000
未収利息	1,480	12,611
流動資産合計	3,238,715,077	8,812,226,315
資産合計	3,238,715,077	8,812,226,315
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	324,785,033	1,011,889,653
未払解約金	5,928,584	79,691,470
未払受託者報酬	514,874	3,199,226
未払委託者報酬	10,941,067	67,983,506
その他未払費用	228,000	372,000
流動負債合計	342,397,558	1,163,135,855
負債合計	342,397,558	1,163,135,855
純資産の部		
元本等		
元本	2,839,186,394	7,280,408,292
剰余金		
期末剰余金	57,131,125	368,682,168
(分配準備積立金)	(302,292)	(31,395,499)
剰余金合計	57,131,125	368,682,168
元本等合計	2,896,317,519	7,649,090,460
純資産合計	2,896,317,519	7,649,090,460
負債・純資産合計	3,238,715,077	8,812,226,315

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日)	第2期計算期間 (自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	5, 648	83, 099
有価証券売買等損益	261, 978, 800	1, 274, 929, 293
営業収益合計	261, 984, 448	1, 275, 012, 392
営業費用		
受託者報酬	514, 874	3, 199, 226
委託者報酬	10, 941, 067	67, 983, 506
その他費用	228, 000	372, 000
営業費用合計	11, 683, 941	71, 554, 732
営業利益金額	250, 300, 507	1, 203, 457, 660
経常利益金額	250, 300, 507	1, 203, 457, 660
当期純利益金額	250, 300, 507	1, 203, 457, 660
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	11, 456, 308	160, 415, 038
期首剰余金	—	57, 131, 125
剰余金増加額	146, 732, 177	336, 892, 708
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(146, 732, 177)	(336, 892, 708)
剰余金減少額	3, 660, 218	56, 494, 634
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(3, 660, 218)	(56, 494, 634)
分配金	324, 785, 033	1, 011, 889, 653
期末剰余金	57, 131, 125	368, 682, 168

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日)	第2期計算期間 (自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

追加型株式投資信託

CA りそな グローバル・ブランド・ファンド

信 託 約 款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

信託約款

追加型証券投資信託 CAりそな グローバル・ブランド・ファンド 信託約款

運用の基本方針

信託約款第22条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券に主として投資します。なお、株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。
 - ・ 高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
 - ・ 高い認知度・知名度を有する企業
 - ・ 伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 外国為替予約取引は信託約款第34条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として5月15日及び11月15日。ただし、休日の場合は翌営業日とします）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託 CAリそなグローバル・ブランド・ファンド

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項及び第58条第2項の信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第32条に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② <削除>

（受益権の申込単位、価額及び手数料等）

第11条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）及び登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第6条の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。この信託約款におい

信託約款

て別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます)の支払を引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本の証券取引所の休業日もしくはフランスの祝祭日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。
- ④ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益証券の種類)

第12条 <削除>

- ② <削除>
- ③ <削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - チ. 金銭債権
 - リ. 約束手形
 - ヌ. 金融先物取引に係る権利
 - ル. 金融デリバティブ取引に係る権利
 - ヲ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権
 - (1) 金銭
 - (2) 有価証券
 - (3) 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主としてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます）

信託約款

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
 15. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
 18. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます）
 19. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます）
 22. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号及び第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ）。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）、第35条第2項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条、第20条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱は、第26条から第32条まで、第34条、第39条、第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託約款

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第27条 委託者は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

- 第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図及び範囲)

- 第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第32条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを指図することができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）を含みます）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管及び処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むもの及びこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に定める基準の全てに適合するものを委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること。

信託約款

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第36条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第37条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第38条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年5月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年5月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了の日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額（以下「諸経費」といいます）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を一定の率または一定の金額で計上し、毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第47条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の178の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から、かかる報酬を受領した際に支弁するものとし、その報酬額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の27以内の率を乗じて得た額とします。

(収益の分配方式)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

信託約款

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除く）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。
- ⑧ <削除>
- ⑨ <削除>

(収益分配金及び償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

第51条 受託者は、収益分配金については、第49条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第49条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第52条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

第54条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

信託約款

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第59条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第56条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第57条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第59条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条（受益証券の発行）、第10条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年7月28日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

信託約款

<添付約款>

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください（下線部は変更部分を示します）。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 56 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 59 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

親投資信託

CA グローバル・ブランド・マザーファンド

信 託 約 款

親投資信託
CAグローバル・ブランド・マザーファンド
信託約款

運用の基本方針

信託約款第14条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。
 - ・ 高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
 - ・ 高い認知度・知名度を有する企業
 - ・ 伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業
- ② 個別銘柄選択を重視した運用を行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 当ファンドの運用指図の権限は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーに委託します。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 外国為替予約取引は信託約款第27条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し分配を行いません。

信託約款

親投資信託

CAグローバル・ブランド・マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項及び第2項、第45条第1項、第46条第1項、第48条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第25条に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類)

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - チ. 金銭債権
 - リ. 約束手形
 - ヌ. 金融先物取引に係る権利
 - ル. 金融デリバティブ取引に係る権利
 - ヲ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権
 - (1) 金銭
 - (2) 有価証券
 - (3) 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

信託約款

(運用の指図範囲等)

第12条 委託者（第15条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第25条まで、第27条、第32条及び第33条まで同じ）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図するものとします。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
 15. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
 18. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます）
 19. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます）
 22. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号及び第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第13条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人、第28条第2項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第11条、第12条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱は、第19条から第25条まで、第27条及び第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

- 第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

- 第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。
- 商号：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー
所在地：フランス共和国 パリ市 パスツール大通り 90番地 75015
- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち、当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信託約款

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(先物取引等の運用指図)

第20条 委託者は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします（以下同じ）。

- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを指図することができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託約款

(信託業務の委託)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管及び処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むもの及びこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に定める基準の全てに適合するものを委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(有価証券の売却及び再投資の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年5月16日から11月15日及び11月16日から翌年5月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第38条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の解約金は、当該一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取り請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年7月28日

委託者	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 代表取締役 青野 晴延
受託者	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社 取締役社長 田中 卓

信託約款

<添付約款>

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください（下線部は変更部分を示します）。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

用語解説

委 託 会 社	認可を受けた投資信託委託会社であり、「投信会社」「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運 用 報 告 書	受益者（お客様）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。原則として、ファンドの計算期間毎に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の皆様にお渡しします。
基 準 価 額	ファンドを購入または途中解約する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。当ファンドでは、1万口当たりの価額で表示されます。
国際株式型（一般型）	ファンドの分類のひとつで、信託約款上の株式組入限度が70%以上で、主として外国株式に投資するファンドをいいます。
受 託 会 社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純 資 産 総 額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信 託 期 間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドを途中解約する際に、解約時の基準価額から控除される金額です。当ファンドでは信託財産留保額を徴収しないため、解約価額は基準価額と同額になります。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設 定 日 / 信 託 設 定 日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追 加 型 投 資 信 託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付け・売却ができる投資信託のことです。
販 売 会 社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。
ファミリーファンド方	複数のファンドを合同運用する仕組で、投資家から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組です。

用語解説

ベンチマーク	ファンドの運用を行うにあたり、基準とする指標（＝インデックス）です。 ベンチマークが定められている場合は、投資信託説明書（目論見書）に記載されます。
P E R (Price Earnings Ratio)	株価収益率。企業の利益など収益性に着目する投資尺度です。 株価を一株当たり利益で割ったもので、PER が高いほど株価は企業の利益に比べて割高、低いほど割安ということになります。
R O E (Return on Equity)	株主資本利益率。企業の経営効率などに着目する投資尺度です。 当期純利益を株主資本で割ったもので、ROE が高いほど株主が投資した資本に対し効率よく利益をあげているということになります。

CA りそな グローバル・ブランド・ファンド
(愛称：ティアラ)
追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

投資信託説明書(請求目論見書)
2007年8月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CA りそな グローバル・ブランド・ファンド」の受益権の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 8 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 8 月 15 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CA りそな グローバル・ブランド・ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

（金融商品取引法等の施行について）

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行ってまいります。この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料等がかかります。また、純資産総額に対して信託報酬が日々かかります（年率 1.869%（税込））。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に CA グローバル・ブランド・マザーファンド受益証券を通じて外国株式を投資対象としていますので、組入れた株式の価格下落や、組入株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	6
第4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	10
2	ファンドの現況	25
第5	設定及び解約の実績	25

第1 ファンドの沿革

平成18年7月28日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成19年1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

2) 申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成19年8月15日（水）から 平成20年8月14日（木）まで※	申込日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込日が日本の証券取引所の休業日もしくはフランスの祝祭日の場合は、お申込みできません。

※申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

3) 申込単位

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位とします。

お申込みには「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」があります。

※「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

※「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

前記コースについては途中で変更することはできません（ただし、全保有受益権売却後に新たにご購入される場合を除きます）。

販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益権の取得申込を行う「定時定額購入取引（積立）」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

1) 途中解約※の受付

※途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）までに受付けたもの（当該解約の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- (b) 途中解約の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 解約価額は、途中解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 5 営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 解約単位

1 口単位または 1 万口単位とします。

4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時

（半日営業日は午前 9 時～午前 11 時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中解約の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、及び既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「ティアラ」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

**受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）**

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託期間は平成18年7月28日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4) 計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から11月15日及び11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。
- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記 2) から 4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 2) の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より認可[※]の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
- [※] なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとしします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日からお支払いします（原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。
（注）「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位または1万口単位で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約実行日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
なお、第1期計算期間は信託約款第44条により、平成18年7月28日から平成18年11月15日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間(平成18年7月28日から平成18年11月15日まで)及び第2期計算期間(平成18年11月16日から平成19年5月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年1月10日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 大

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克史

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリそな グローバル・ブランド・ファンドの平成18年7月28日から平成18年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリそな グローバル・ブランド・ファンドの平成18年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

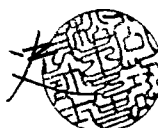
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

大綱 茂 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAりそな グローバル・ブランド・ファンドの平成18年11月16日から平成19年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAりそな グローバル・ブランド・ファンドの平成19年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

CAりそな グローバル・ブランド・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成18年11月15日現在)	第2期計算期間末 (平成19年5月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		452,730,142	1,244,113,439
親投資信託受益証券		2,785,983,455	7,558,100,265
未収入金		—	10,000,000
未収利息		1,480	12,611
流動資産合計		3,238,715,077	8,812,226,315
資産合計		3,238,715,077	8,812,226,315
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		324,785,033	1,011,889,653
未払解約金		5,928,584	79,691,470
未払受託者報酬		514,874	3,199,226
未払委託者報酬		10,941,067	67,983,506
その他未払費用		228,000	372,000
流動負債合計		342,397,558	1,163,135,855
負債合計		342,397,558	1,163,135,855
純資産の部			
元本等			
元本	※1, 2	2,839,186,394	7,280,408,292
剰余金			
期末剰余金		57,131,125	368,682,168
(分配準備積立金)		(302,292)	(31,395,499)
剰余金合計		57,131,125	368,682,168
元本等合計		2,896,317,519	7,649,090,460
純資産合計		2,896,317,519	7,649,090,460
負債・純資産合計		3,238,715,077	8,812,226,315

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日)	第2期計算期間 (自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日)
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		5,648	83,099
有価証券売買等損益		261,978,800	1,274,929,293
営業収益合計		261,984,448	1,275,012,392
営業費用			
受託者報酬		514,874	3,199,226
委託者報酬		10,941,067	67,983,506
その他費用		228,000	372,000
営業費用合計		11,683,941	71,554,732
営業利益金額		250,300,507	1,203,457,660
経常利益金額		250,300,507	1,203,457,660
当期純利益金額		250,300,507	1,203,457,660
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		11,456,308	160,415,038
期首剰余金		—	57,131,125
剰余金増加額		146,732,177	336,892,708
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(146,732,177)	(336,892,708)
剰余金減少額		3,660,218	56,494,634
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(3,660,218)	(56,494,634)
分配金	※1	324,785,033	1,011,889,653
期末剰余金		57,131,125	368,682,168

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日)	第2期計算期間 (自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期計算期間末 (平成18年11月15日現在)	第2期計算期間末 (平成19年5月15日現在)
※1 期首元本額	1,075,378,148円	2,839,186,394円
期中追加設定元本額	1,933,167,082円	6,016,275,883円
期中一部解約元本額	169,358,836円	1,575,053,985円
※2 計算期間末日における 受益権の総数	2,839,186,394口	7,280,408,292口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日)	第2期計算期間 (自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日)
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,877,126円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(232,967,073円)、信託約款に規定される収益調整金(143,071,959円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益が381,916,158円(一万口当たり1,345.15円)であり、うち325,086,842円(一万口当たり1,145円)より外国所得税(301,809円)を控除後の324,785,033円を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (49,561,005円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(993,481,617円)、信託約款に規定される収益調整金(337,286,669円)及び分配準備積立金(242,530円)より分配対象収益が1,380,571,821円(一万口当たり1,896.28円)であり、うち1,016,344,997円(一万口当たり1,396円)より外国所得税(4,455,344円)を控除後の1,011,889,653円を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(有価証券に関する注記)

第1期計算期間末(平成18年11月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,785,983,455	234,177,752
合計	2,785,983,455	234,177,752

第2期計算期間末(平成19年5月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,558,100,265	1,034,980,069
合計	7,558,100,265	1,034,980,069

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1期計算期間（自 平成18年7月28日 至 平成18年11月15日）

該当事項はありません。

第2期計算期間（自 平成18年11月16日 至 平成19年5月15日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期計算期間（自 平成18年7月28日 至 平成18年11月15日）

該当事項はありません。

第2期計算期間（自 平成18年11月16日 至 平成19年5月15日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1計算期間末 (平成18年11月15日現在)	第2期計算期間末 (平成19年5月15日現在)
1口当たり純資産額	1.0201円	1.0506円
(1万口当たり純資産額)	(10,201円)	(10,506円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	CAグローバル・ブランド・ マザーファンド	5,603,573,744	7,558,100,265	—
合計	—	5,603,573,744	7,558,100,265	—

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「CA グローバル・ブランド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CA グローバル・ブランド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成18年11月15日現在)	(平成19年5月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1, 046, 250	4, 526, 084
コール・ローン		64, 295, 674	144, 179, 395
株式		2, 718, 024, 641	7, 429, 869, 197
派生商品評価勘定		—	100, 000
未収入金		—	18, 813, 737
未収配当金		2, 723, 334	7, 892, 743
未収利息		210	1, 461
流動資産合計		2, 786, 090, 109	7, 605, 382, 617
資産合計		2, 786, 090, 109	7, 605, 382, 617
負債の部			
流動負債			
未払金		—	37, 228, 029
未払解約金		—	10, 000, 000
流動負債合計		—	47, 228, 029
負債合計		—	47, 228, 029
純資産の部			
元本等			
元本	※1, 2	2, 439, 351, 594	5, 603, 573, 744
剰余金			
期末剰余金		346, 738, 515	1, 954, 580, 844
剰余金合計		346, 738, 515	1, 954, 580, 844
元本等合計		2, 786, 090, 109	7, 558, 154, 588
純資産合計		2, 786, 090, 109	7, 558, 154, 588
負債・純資産合計		2, 786, 090, 109	7, 605, 382, 617

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 同左

項目	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成18年11月15日現在)	(平成19年5月15日現在)
※1 期首元本額	1,075,000,000円	2,439,351,594円
期中追加設定元本額	1,693,197,185円	4,645,773,417円
期中一部解約元本額	328,845,591円	1,481,551,267円
元本の内訳		
CAりそな グローバル・ブランド・ファンド	2,439,351,594円	5,603,573,744円
合計	2,439,351,594円	5,603,573,744円
※2 本報告書開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権 の総数	2,439,351,594口	5,603,573,744口

(有価証券に関する注記)

(平成18年11月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
株式	2,718,024,641円	204,661,768円
合計	2,718,024,641円	204,661,768円

(平成19年5月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
株式	7,429,869,197円	698,408,438円
合計	7,429,869,197円	698,408,438円

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日
1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成 18 年 11 月 15 日現在)

該当事項はありません。

(平成 19 年 5 月 15 日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建 ユーロ	40,712,500	—	40,812,500	△100,000
合計		40,712,500	—	40,812,500	△100,000

時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成18年7月28日 至 平成18年11月15日
該当事項はありません。

自 平成18年11月16日 至 平成19年5月15日

関連当事者の名称	当ファンドとの関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額 (円)	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
CREDIT AGRICOLE INDOSUEZ CHEUVREUX	投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者の利害関係人等	株式の売買にかかる手数料	166,200	未払金 ー 円

取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。当該取引の売買手数料相当額については、取引総額に含まれる場合には金額を記載しておりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成18年11月15日現在)	(平成19年5月15日現在)
1口当たり純資産額	1.1421円	1.3488円
(1万口当たり純資産額)	(11,421円)	(13,488円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額	
			単価	金額
米ドル	ALTRIA GROUP INCO.	13,527	68.83	931,063.41
	APPLE INC	7,600	109.36	831,136.00
	BEST BUY	12,348	46.84	578,380.32
	COACH	27,906	47.36	1,321,628.16
	COLGATE-PALMOLIVE CO	10,500	66.21	695,205.00
	COSTCO WHOLESALE	18,192	54.70	995,102.40
	ESTEE LAUDER COS. 'A'	18,600	47.19	877,734.00
	FEDERATED DEPT. STRS.	27,108	40.90	1,108,717.20
	HILTON HOTELS	32,157	34.03	1,094,302.71
	MARRIOTT INTL. 'A'	37,043	45.41	1,682,122.63
	MCDONALDS	25,069	50.63	1,269,243.47
	NIKE 'B'	13,826	52.87	730,980.62
	PHILLIPS-VAN HEUSEN	14,000	54.09	757,260.00
	POLO RALPH LAUREN CORP	11,300	92.65	1,046,945.00
	PROCTER & GAMBLE	25,902	61.72	1,598,671.44
	STAPLES	34,254	24.81	849,841.74
	TIFFANY & CO	23,981	49.85	1,195,452.85
	TIME WARNER	45,070	21.38	963,596.60
	TJX COS.	27,079	28.37	768,231.23
	WHOLE FOODS MARKET	8,301	39.35	326,644.35
				19,622,259.13
				(2,366,052,005)
ユーロ	ADIDAS AG	8,050	45.00	362,250.00
	ALTADIS	27,000	50.25	1,356,750.00
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	18,700	49.86	932,382.00
	BEIERSDORF	19,400	52.69	1,022,186.00
	BULGARI	64,500	11.22	723,819.00
	C&C GROUP	54,600	12.40	677,040.00
	CONTINENTAL	7,877	103.82	817,790.14
	DAIMLERCHRYSLER	14,400	61.70	888,480.00
	DANONE	9,500	116.79	1,109,505.00
	DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	80,000	7.76	621,280.00
	FIAT	38,300	21.00	804,300.00
	HERMES INTL.	4,900	102.65	502,985.00
	INBEV	14,600	58.22	850,012.00
	INDITEX	20,900	46.97	981,673.00
	LVMH	12,600	85.69	1,079,694.00

通貨	銘柄	株式数	評価額	
			単価	金額
計	METRO	18,000	58.23	1,048,140.00
	NUMICO (KON.)	19,000	38.21	725,990.00
	OPAP	12,500	27.80	347,500.00
	PERNOD-RICARD	8,900	157.67	1,403,263.00
	PHILIPS ELTN.KON	16,100	29.77	479,297.00
	PPR	9,300	127.46	1,185,378.00
	PUBLICIS GROUPE	26,200	33.51	877,962.00
	UNILEVER NV-CVA	47,000	23.24	1,092,280.00
				19,889,956.14 (3,247,433,138)
英ポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO	43,600	15.77	687,572.00
	HOME RETAIL GROUP	71,000	4.94	350,740.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	37,900	12.63	478,677.00
	RECKITT BENCKISER	19,400	27.27	529,038.00
	SABMILLER	63,000	11.90	749,700.00
	TESCO	135,500	4.72	639,898.75
	WPP GROUP	112,900	7.51	848,443.50
計				4,284,069.25 (1,022,393,126)
スイスフラン	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	29	35,000.00	1,015,000.00
	RICHEMONT	24,400	76.20	1,859,280.00
計				2,874,280.00 (284,323,777)
香港ドル	ESPRIT HOLDINGS LTD	119,839	95.10	11,396,688.90
	HONGKONG & SHANGHAI HOTELS	816,236	13.32	10,872,263.52
	LI & FUNG	408,387	26.30	10,740,578.10
計				33,009,530.52 (509,667,151)
合計				7,429,869,197 (7,429,869,197)

(注) 1. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

2. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 20銘柄	100.0%	31.8%
ユーロ	株式 23銘柄	100.0%	43.7%
英ポンド	株式 7銘柄	100.0%	13.8%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.0%	3.8%
香港ドル	株式 3銘柄	100.0%	6.9%

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成19年6月29日現在

I 資産総額	14,191,309,299円
II 負債総額	28,334,886円
III 純資産総額 (I - II)	14,162,974,413円
IV 発行済数量	13,270,864,611口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	10,672円

<ご参考>

「CA グローバル・ブランド・マザーファンド」

平成19年6月29日現在

I 資産総額	14,120,218,675円
II 負債総額	- 円
III 純資産総額 (I - II)	14,120,218,675円
IV 発行済数量	10,273,814,668口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	13,744円

第5 設定及び解約の実績

期 間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)	発行済数量 (単位：口)
第1期計算期間 (自 平成18年 7月28日) (至 平成18年11月15日)	3,008,545,230	169,358,836	2,839,186,394
第2期計算期間 (自 平成18年11月16日) (至 平成19年 5月15日)	6,016,275,883	1,575,053,985	7,280,408,292

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 設定数量は当初設定数量 (1,075,378,148 口) を含みます。

